

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善に支えられ、緩やかな回復基調が続く一方、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また、労働者を取り巻く情勢は、大手企業を中心にベースアップを含む賃金の引上げが行われたものの、雇用の7割を占める中小企業に波及するかは予断を許さず、所得の低迷や格差の拡大、輸入物価の高騰など、依然として厳しい状況にある。

こうした中、平成27年4月2日に行われた経済の好循環実現に向けた政労使会議において、中小企業における賃金引上げを後押しするための環境整備として、原材料等の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう、国や経済界が総合的に取組を進めることなどが合意された。

デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を更に拡大していくことが重要であり、そのためには非正規労働者を含む全ての労働者に適用される最低賃金の底上げにより、個人消費の拡大につなげていくことが必要である。

よって、国におかれては、平成27年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
- 2 取引先企業の価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の確実な履行を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

神奈川労働局長

小児医療費助成事業の県費補助の改善を求める意見書

少子化問題の改善の兆しが見えない中、小児医療費の負担は、子どもを育てる世帯にとって切実な問題であり、小児医療費助成事業については、年齢制限の引き上げ等、支援策の強化が強く求められている。

小児医療費助成事業は、少子化対策及び子育て支援対策のため神奈川県補助事業として開始され、従来神奈川県が費用の2分の1を負担し、残りの2分の1を県内市町村が一律に負担するという制度であったが、現在は、政令指定都市に対する県の補助率は4分の1に引き下げられ、他の市町村に対しては3分の1から2分の1の補助率となっており、格差も設けられている。

そもそも、政令指定都市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしている実態を考慮すれば、このような格差は川崎市を始めとした政令指定都市の市民の理解を得ることができず、県内自治体の間で補助率に格差を設けるべきではない。

よって、県におかれては、県税負担の実態を踏まえ、また、少子化対策及び子育て支援の充実強化を図るため、政令指定都市と他の市町村との県費補助率の格差を是正し、補助率を従来の2分の1に戻されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の見直しを求め  
る意見書

今国会において持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

小児医療費助成制度等の地方単独事業において、医療費の自己負担分を窓口で支払わなくて済む現物給付方式を採用した場合、国民健康保険国庫負担金を減額する調整措置が行われており、この改革作業に当たっては、国と地方の協議において当該調整措置の見直しについて今後も引き続き議論していくこととされている。

一方、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、平成 26 年度補正予算で用意された地方創生に係る国の交付金を活用し、単独事業として小児医療費助成制度の対象年齢を引き上げるなどの制度の拡充が多くの自治体で実施されている。

よって、国におかれては、このような現状を鑑み、今後も小児医療費助成制度等、地方単独の医療費助成事業を安定的・継続的に運営していけるよう、事業に対する国庫負担金減額調整措置の検討に関しては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生の作業が進む中、地方単独事業による小児等に係る医療費助成と国民健康保険国庫負担金の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から小児等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

認知症への取組の充実強化に関する意見書

認知症は、世界規模で取り組むべき課題であり、今年開催されたWHO認知症閣僚級会議で、各国が、認知症対策への政策的優先度をより高めるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に、認知症高齢者が約700万人に達するとも言われている。特に、大都市は全国を上回る速度で高齢化が進行する見込みで、本市の認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、平成27年で約29,900人、平成37年で約43,600人と推計されており、認知症対策は喫緊の課題である。

国は今年1月、認知症対策を国家的課題として認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けた認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すこととした。

しかしながら、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立等、総合的な取組が求められるところである。

よって、国におかれては、認知症への取組の充実強化を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育等により認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービス等認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた、認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）を早期に制定すること。
  - 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想等行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービス等の普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
  - 3 家族介護、老老介護、独居認知症高齢者等、より配慮を要する方々に対するサロンの設置、買物弱者への支援等、自治体等が取り組む好事例を広く周知すること。
  - 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

意見書案第13号

羽田連絡道路の整備に係る川崎市の実組に対する財政支援を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年6月29日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 廣田健一

〃 花輪孝一

〃 織田勝久

## 羽田連絡道路の整備に係る川崎市の取組に対する財政支援を求める意見書

国際競争力強化策を検討する政府設置の羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会は、5月18日、羽田空港跡地地区と多摩川対岸の川崎殿町地区とを結ぶ羽田連絡道路については、両地区の中央部に新たな橋梁を整備することを決め、役割分担や一定のスケジュールの確認を行った。

川崎殿町地区では、神奈川県もライフイノベーションセンター（仮称）の整備に取り組んでおり、県知事は、連絡道路整備について、成長戦略の具体化で非常に大きな効果につながると説明している。

また、公表された委員会資料によれば、着工時期は未定だが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度を目指した成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして事業の実現を目指し、県はこのうち、川崎市の取組に対する必要な支援を行うとしている。

よって、県におかれては、羽田連絡道路の整備により、神奈川県下へ様々な効果の波及が見込まれることに鑑み、橋梁の整備に当たっては財政面における応分の支援を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第14号

労働法制の改正に反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年6月29日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者 川崎市議会議員 織田勝久

〃 山田益男

〃 岩隈千尋

〃 市古映美

〃 石田和子

〃 佐野仁昭

〃 大庭裕子

## 労働法制の改正に反対する意見書

正社員を派遣労働者に置き換えてはならないことを原則とし、臨時的・一時的業務に限って常用雇用の代替として派遣を認めている、いわゆる労働者派遣法において、この原則を変えようとする改正案が、平成26年に2度廃案となったにもかかわらず、6月19日に強行採決され、衆議院を通過した。

今回の改正は、派遣期間の上限である3年を経過した労働者を正社員にするという原則を超えて派遣できるようにし、また、派遣先は派遣労働者を変えれば同じ部署で派遣を継続することができ、さらに、派遣元において無期雇用とすることで派遣期間制限をなくすことができるというもので、企業が正社員を減らして安上がりな派遣労働者を制限なしに利用する可能性が懸念される。

同じく今国会に提出された、労働基準法等の一部を改正する法律案は、労働時間の規制をなくし、残業代も休日手当でも支払わず長時間働かせる残業代ゼロ制度を導入するものである。

労働基準法は、労働時間を原則1日8時間、週40時間と定めているにもかかわらず、平成25年の厚生労働省の調査によると日本人の一般労働者の年間総実労働時間は、2,018時間に達し、欧州主要国に比べても依然として長時間労働が続いている。

また、平成24年時点で正規の職員・従業員で、かつ、年間就業日数が200日以上雇用者において、1箇月の時間外労働時間が、いわゆる過労死ラインである80時間を超える長時間労働をしている人の割合は全体の14%に上る。

さらに、サービス残業を強いたり、若者を使い捨てにしたりする、いわゆるブラック企業も後を絶たない中、労働時間規制がなくなれば、労働者は残業代ゼロで長時間働かされ、過労死しても自己責任として片付けられかねない。

よって、国におかれては、派遣労働者の正社員への道を閉ざすことなく、また、正社員に対して労働時間の上限規制を定め、労働者の生活と健康を守るためにも、残業代ゼロや過労死の促進につながる労働法制の改正をされないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣